

県境産廃の搬出先 5施設目

青森クリーン(むっ)と契約

下北地方初、1日100ト

青森、岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題で、県は二十一日、産廃の新たな搬出先として、むつ市にある最終処分場「青森クリーン」を中心とする共同企業体（J.V）と契約し、九月一日から普通産廃の搬出を始めると発表した。県境産廃を下北地方で処理するのは初めてで、二〇〇四年度の撤去開始以降、主な搬出先は五施設目（一施設は本年度未契約）となった。

県の県境再生対策室 県の責任の下で慎重に安全に対応していた。今年、処理施設の確保

にウイズウェイストシヤパン（三戸町）、五月に奥羽クリーンテクノロジー（八戸市）に搬出を始めた。田子町の松橋良則町長は「新たな処分先の確保によって、撤去作業がさらに進むことは歓迎したい」と述べた。

一方で県は、産廃特措法期限の二二年度末までに本県側の産廃を全量撤去するには、まだ処理施設が不足しているとし、県境再生対策室の山田俊行環境再生調整監は「処理先の確保に努め、安全を第一義としながら廃棄物の撤去を進め、二二年度までに全量撤去できるように努力したい」と話した。

成したJ.Vと二十日に随意契約を交わした。契約単価は廃棄物一ト当たり二万二千五百円。搬出量は一日約百ト、本年度は約一万五千トを予定している。

運搬車両は一日当たり十台で、ルートは田子町の現場から国道4号―下北半島縦貫道路―国道277号を通り、むつ市奥内の青森クリーンまでの約百五十キロ。同市の宮下順一郎市長は取材に「持ち込む廃棄物の内容や、地元住民に対する説明、交通の問題などを、